平成２２年（フ）第４５３号
愛知県丹羽郡大口町余野６丁目507番地２
債務者　片井　　斉
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第７４１４号
大阪府東大阪市喜里川町７番20号　ファミリーハイツ205号
債務者　大谷　恵子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６５５号
大阪市淀川区新高３丁目４番21―404号
債務者　平野　清一
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８５５号
大阪市此花区春日出中２丁目２番22号
債務者　本城　道明
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８９４号
大阪市住吉区苅田２丁目15番22―607号
債務者　大和智恵子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９３０号
大阪府守口市東町２丁目５番３号
債務者　島村万里子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１２号
大阪府和泉市伏屋町３丁目９番２―201号、前住所大阪府岸和田市南町９番17―711号
債務者　山本　耕平
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７７８号
大阪府和泉市一条院町５番地の６
債務者　幡田　敬司
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７９３号
大阪府和泉市いぶき野２丁目35番15号
債務者　又木　茂己
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８００号
大阪府岸和田市堺町８番３号、住民票上の住所大阪府岸和田市大北町６番15号
債務者　森　　幸司
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８１７号
大阪府岸和田市吉井町４丁目１番３―203号
債務者　ティーエフシーこと　降簱　俊樹
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８１９号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡南２丁目21番23号
債務者　中村政代こと　全　　政代
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８２６号
大阪府泉南市樽井５丁目28番４号
債務者　浅江　和彦
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８３３号
大阪府和泉市伯太町２丁目33番23号
債務者　川上　静香
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８４４号
大阪府泉佐野市長滝2357番地の１泉佐野長滝住宅５―401
債務者　武政　聖光
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８４５号
大阪府泉佐野市長滝2357番地の１泉佐野長滝住宅５―401
債務者　武政　あき
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８４８号
住居所不定、住民票上の住所大阪府泉佐野市南中岡本424番地の11―903
債務者　山中　　茂
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８４９号
大阪府岸和田市包近町1417番地
債務者　青木　速見
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係